

逗子市工事入札に係る積算疑義申立て等に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の透明性及び公平性を確保するため、入札参加者が金額入り設計書の閲覧及び積算疑義申立てを行う場合の手續並びに設計違算が生じた場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 金額入り設計書 予定価格を定めるために作成した金額及び数量を明示した設計図書等をいう。
- (2) 積算疑義 金額入り設計書を確認しなければ判明しない積算上の疑義をいう。
- (3) 設計違算 設計図書等における、単価の誤り、数量の誤り、費用の計上漏れ、その他記載内容の誤り等により、予定価格に変更が生じる場合をいう。
- (4) 入札参加者 積算疑義の対象となる入札に参加し、かながわ電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）又は書面により入札書を提出した者をいう。
- (5) 設計図書等 入札公告から入札開始前までに公表した、設計書類をいう。

(疑義申立ての対象)

第3条 積算疑義申立て（以下「疑義申立て」という。）は、本市が発注する工事に係る入札を対象とし、設計図書等についての積算疑義とする。ただし、不調又は中止となった入札は除くものとする。

(閲覧者)

第4条 金額入り設計書を閲覧できる者は、当該入札における入札参加者に限る。

(疑義申立て者)

第5条 疑義申立てのできる者は、当該工事の入札参加者のうち、金額入り設計書の閲覧を行った者に限る。

(閲覧手續)

第6条 入札参加者は、開札日から翌日の午後3時までの期間において、金額入り設計書閲覧請求書（第1号様式）を市長に提出することにより、金額入り設計書を契約担当課において閲覧することができる。ただし、当該金額入り設計書を複写することはできない。

2 前項の閲覧を行う者は、当該入札参加者と直接的な雇用関係にあることを証明する書類を契約担当課へ提示しなければならない。

(疑義申立て手續)

第7条 前条の規定による閲覧を行った入札参加者は、積算疑義があると思料する場合、開札日の翌々日の午後3時までに積算疑義申立書（第2号様式）を市長に提出することによ

り、疑義を申し立てることができる。

(疑義申立てとして取り扱わないもの)

第8条 前条の規定にかかわらず、疑義申立てが次の各号のいずれかに該当するときは、疑義申立てとして取り扱わないものとする。

- (1) 疑義申立ての対象となる工事が特定できないもの
- (2) 積算疑義が具体的でないもの、その他積算疑義が特定できないもの
- (3) 入札前の公表された設計図書等により確認できるもの
- (4) 入札公告における質問受付期間中に質問を行い、確認すべきもの
- (5) 積算システムに起因するもの
- (6) その他当該入札に関係がないもの

(確認結果等の報告)

第9条 契約担当課長は、疑義申立てがあった場合は、当該工事担当課長の長（以下「工事担当課長」という。）に、疑義申立ての内容の確認を依頼するものとする。

2 工事担当課長は、前項の規定による依頼があったときは、疑義申立期間終了日の翌日の午後5時までに契約担当課長に回答内容を報告しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりその期限までに確認を完了することが困難である場合には、その理由及び確認完了予定日時を契約担当課長に報告しなければならない。

3 契約担当課長及び工事担当課長は、申立ての内容について、疑義申立てを行った者に対し聞き取りを行うことができる。

(確認結果等の回答)

第10条 契約担当課長は、疑義申立てを行った者に対し、疑義申立期間終了日から起算して3日後までに、当該疑義申立てに対する確認結果を積算疑義申立事項確認結果回答書（第3号様式）により回答するものとする。

2 契約担当課長は、前条第2項ただし書に定める報告がなされた場合には、工事担当課長による確認の完了後速やかに、疑義申立てを行った者に対し、当該疑義申立てに対する確認結果を疑義申立事項確認結果回答書により回答するものとする。

3 前2項の場合における回答は、工事担当課職員の立会いのもと行う。

(疑義申立てへの対応)

第11条 疑義申立てがあった入札の取扱いは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第8条の規定により疑義申立てとして取扱わなかった場合は、当該入札事務を続行する。
- (2) 疑義申立てにより金額入り設計書に誤りが確認できなかった場合は、当該入札事務を続行する。
- (3) 疑義申立てにより金額入り設計書に設計違算が判明した場合で、落札候補者に変更が生じる等当該入札を中止しなければ入札の公平性が損なわれると認められる場合は、当該入札事務を中止する。当該判断は、契約担当課長と工事担当課長とが協議して行う

ものとする。

- (4) 疑義申立てにより金額入り設計書に設計違算が判明した場合であっても、当該入札の公平性が損なわれないと認められる場合は、当該入札事務を続行する。ただし、落札候補者より辞退する旨の書面が市長に提出された場合は、当該入札事務を中止する。
- 2 前項第3号又は第4号の規定により当該入札事務を中止する場合は、電子入札システム又は書面により、入札参加者に設計違算の内容及び当該入札の効力について速やかに通知する。
- 3 第1項の規定により生じた落札候補者等に対する説明は、工事担当課職員の立会いのもと行う。

(期間の算定)

第12条 この要領に基づく疑義申立ての手續に係る期間の算定については、逗子市の休日
を定める条例(平成元年逗子市条例第21号)第1条第1項に規定する休日は算入しない。

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の規定は、施行日以降に公告する工事から適用する。